和歌山市内部公益通報制度

施行日：令和7年10月15日

公　益　通　報　者（一般職職員、会計年度任用職員を含む）

通報

通報は、文書（形式や名称を問わない）、電話、面談いずれも可

通報

通報

質問相談

その他職員

（公益通報に該当する法令違反等を把握した職員から相談等を受けた職員）

質問・相談窓口又は内部公益通報受付窓口への相談、公益通報を促すなど誠実な対応

内部公益通報受付窓口

庁外対応員

弁護士

相互連携

庁内対応員

総務部 公正職務専門監

事案内容から利益相反関係を排除する必要がある場合を除く

報告

職制上の上司

決裁ラインにない上司は含まない

質問・相談窓口

任命権者の所管に属する部局の職員主任相談員、職員相談員

受理・不受理の判断

受理

受理又は不受理　⇒　通報者に通知

調査（内部公益通報受付窓口（庁外対応員又は庁内対応員）と調査員が必要な調査を実施）

調査

公益通報者の秘密保持

調査結果を任命権者（市長等）に報告

調査結果　⇒　通報者に報告

是正

改善

是正措置

（関係機関への告訴・告発等含む）

改善措置

（再発防止策等）

任命権者の措置　⇒　通報者に通知

諮　問

答　申

公正職務審査会

公　表

必要と認める事項

※任命権者が上記の措置を取らない場合、庁外対応員は自ら公表し、告発するなど必要な措置をとることができる

公益通報者保護対策チーム

（各任命権者の所管に属する部局に設置）

- 十分なフォローアップ（不利益な取扱いの有無の確認等）
- 不利益な取扱いが認められる場合の救済・回復

懲罰規定 ⇒ 懲戒処分等

- 調査に誠実に応じない、妨害する行為
- 調査を受けた事実及び調査によって知り得た情報の漏洩、不当目的利用
- 公益通報者に対する不利益な取扱い

公益通報制度と通報対応の仕組み

通報者保護等

任命権者は周知徹底を図る

※誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図によるもの、ハラスメント（暴行、脅迫等を伴うものを除く。）や勤務条件等に関するものは公益通報制度の対象外